

令和7年2月定例会 企画財政委員会の概要

日時 令和7年3月6日（木） 開会 午前10時 1分
散会 午後 2時27分
令和7年3月7日（金） 開会 午前10時 2分
閉会 午前10時 3分

場所 第1委員会室

出席委員 松井弘委員長
渡辺大副委員長
渡辺聡一郎委員、木下博信委員、細田善則委員、武内政文委員、
田村琢実委員、野本怜子委員、白根大輔委員、塩野正行委員

欠席委員 なし

説明者 中山貴洋企画財政部長、堀口幸生行政・デジタル改革局長、
都丸久政策・財務局長、中村克地域経営局長、近藤光参事兼交通政策課長、
尾崎彰哉企画総務課長、村井秀成計画調整課長、関根章雄財政課長、
藤井大司行政・デジタル改革課長、横溝隆夫デジタル政策幹、
山川直也北部拠点政策幹、橋口純子情報システム戦略課長、
田中秀幸地域政策課長、桑折恭平市町村課長、小山省吾土地水政策課長

岩崎寿美子会計管理者、岡精一出納総務課長、渡邊真奈美会計管理課長

西村朗監査事務局長、新井裕之監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
飯野由希子監査第二課長

曾田信行都市整備部企画幹兼都市計画課副課長、細川大輔建築安全課副課長、
大塚健司建築安全課副課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第22号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第23号	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第24号	埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第51号	包括外部監査契約の締結について	原案可決
第65号	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）	原案可決
第66号	令和6年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）	原案可決

第 6 7 号	令和 6 年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 6 8 号	令和 6 年度埼玉縣市町村振興事業特別会計補正予算 （第 1 号）	原案可決

2 請願
なし

報告事項
北部地域振興交流拠点基本構想（案）について

【付託議案に対する質疑】

渡辺（聡）委員

- 1 第22号議案の手数料の条例改正だが、資料に、手数料の額の改定で、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料20,000円という例が入っているが、これはどのように積算しているのか。また、近隣都県と比較して適切なのか。
- 2 今回の手数料改正による歳入への影響をどう見積もっているのか。
- 3 第51号議案の包括外部監査契約だが、今回提案されている、包括外部監査の候補者はどのように選定したのか、また包括外部監査におけるテーマは決まっているのか。県政に有効なものになる必要があると思うが、そのテーマはどのように決定されているのかそのプロセスも含めて伺う。
- 4 第65号議案だが、財政調整基金の取崩しを一部中止して、539億円積み増しを行っているが、今年度末の残高の見込みは幾らになるのか。財政調整基金の余力はどの程度あるのか、実質的な残高も含めて答弁をお願いします。
- 5 第68号議案の市町村振興事業特別会計補正予算で、市町村振興事業費のふるさと創造資金で多くの、8億7,200万円の不用額が出ているが、その要因は何か。

財政課長

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の積算だが、国から示された審査等の所要時間の目安に、県でほかの手数料でも使っているが、県で設定をしている人件費単価を乗じたものに諸経費を加えて算出をしている。隣接都県の状況であるが、本県は20,000円であるが、東京都が20,700円、神奈川県と千葉県については、いずれも17,000円と承知をしている。
- 2 今回の手数料条例改正全体で、約970万円の増収と見込んでいる。一番大きなところは、盛土の関係の許可申請の手数料の新設により約650万円の増収を見込んでいる。
- 4 財源調整のための基金の今年度末の残高の見込みは、現時点で、1,808億円である。余力ということで、実質的な残高であるが、このうち、実質的に財源調整に使える額は、962億円の見込みである。

行政・デジタル改革課長

- 3 一つは包括外部監査人をどう選定したかと、テーマの決定については有効性が担保されているかという認識と理解している。一つ目の選定については、包括外部監査人は選任期間2年を基本としているところ、新江氏については、現在1年目であり、今回2年目を依頼するものである。新江氏は1年目の監査において、過去に補助者であった経験を生かして6人の補助者を監督しながら、事業の実施状況のヒアリング、実際の現地調査を通して、現在、計画的、意欲的に、適切に監査をしているところである。こうしたことから、令和7年度も選任するものであり、監査委員からも異存ないとの回答を頂いているところである。続いて、二つ目の監査テーマについては、財務に関する事務の執行等から包括外部監査人が自らの判断でテーマを決めているところである。そもそもこの制度については、地方自治体の不適正な予算執行を踏まえて、監査機能の独立・専門性を強化するために、地方自治法の改正で法定化されたものである。このため、財務や監査に相当な知識・経験を有する公認会計士等の外部の専門家による監査を行うという

制度になっている。そうしたところに従い、監査人が自らの判断でテーマを決めているというところである。委員の指摘のとおり、こうしたことを前提にしながら、県では、必要に応じて、過去のテーマや本県の現状について、事前説明を行っているところである。さらに、包括外部監査人は監査委員との意見交換を実施した上で、監査テーマを決定しており、監査委員会議で監査委員の了承を得て行っているところである。これらを通じて、県行政に対する有効性は確保しているというふうに考えている。

地域政策課長

- 5 8億7,200万円の減額の要因であるが、まず、ふるさと創造資金の補助実績が減少しているというのが一つ理由としてある。市町村の財政状況が厳しく、補助金の裏財源である一般財源の確保が難しい状況にあるというのが一つと、より補助が大きく、市町村負担分に対しても財政措置のある国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用しているケースがあるといった理由がある。しかしながら、ふるさと創造資金については、市町村主体の魅力ある地域づくりを支援するという目的を踏まえて、市町村が採択の心配せずに事業を行っていただく環境と、市町村の要望をしっかりと受け止めるための予算という形で、予算計上させていただいているものである。

渡辺（聡）委員

- 1 51号の包括外部監査契約で、今年2年目ということで、いろいろ6人の補助者の方と共にまた引き続きということであるが、通常は独立性などがやっぱり求められる業者だとも思うが、通常どのようなプロセスで選ばれるのか。
- 2 68号議案のふるさと創造資金だが、不用額の理由は分かったが、これから市町村に更に活用してもらいやすくしていくことが大事だと思うが、その辺りの考えを伺う。

行政・デジタル改革課長

- 1 選任については、元々日本公認会計士協会埼玉会にお願いしているところであり、先ほどの説明にあった法制度において外部の専門家による監査を実施するというところを踏まえて、推薦を依頼しているところである。複数の候補者を推薦いただいて、その中から面談をして、決定をしているというところである。そうした中で、専門性を確保していると理解いただければと思っている。

地域政策課長

- 2 市町村が使いやすいものとする、委員おっしゃるとおりである。より多くの市町村に活用されるよう毎年度10月頃、市町村からの意見を伺い、必要な改正、あるいは少子高齢化など時代の変化に対応したメニューの創設など、適宜、制度の見直しを行っている。例えば、制度改正であるが、大規模事業ではなく、小規模な事業にも活用したいとの市町村からの意見を踏まえて、補助下限額の引下げを行った。また、新メニューの創設という点では、人口が著しく減少している地域の活性化のために、平成30年度から市町村の移住促進を支援するメニューを追加するなどしている。引き続き、魅力ある地域づくりが進むよう、市町村のニーズを聞きながら、新たなメニューの追加や、制度の改善を図っていく。

野本委員

- 1 補正予算第6号についてだが、歳出の主な財源のうち県債約176億5,000万円

は発行しなくて済んだのだと伺っている。予算が減額になった主な事業は何か。

- 2 第22号議案について、渡辺委員からの質疑で970万円ほどの増収があるということだが、資料1-2を見ると、建築事務所登録申請や完了検査とかいろいろなものの手数料が上がっている。それについての理由を教えてください。
- 3 第24号議案について、マイナンバーを利用することができる事務の見直しとして、医療費助成に関する事務が追加され、今回条例改正の対象に県が指定した特定疾患は16あると伺っているが、これらの疾患が選ばれた経緯について伺う。
- 4 今回の事務の見直しでマイナンバーカード利用者にとってどのようなメリットがあるのか。

財政課長

- 1 今回全体で176億5,300万円を減額しているが、まず大きなところは、先ほど説明したとおり、そのうち58億600万円は、臨時財政対策債の減額である。そのほか、各事業の減額があるが、まず道路や河川、治山などのいわゆる公共事業関係で約24億円の減、それと庁舎や県立学校の公共施設等の長寿命化改修関係で約29億円の減、それと企業局への出資金になるが、水道用水供給事業会計への出資金関係で約26億円の減という形である。これらのいずれも契約差金の発生や国庫補助事業における内定差などが原因である。
- 2 手数料条例で建築物エネルギー消費性能適合判定手数料以外の増であるが、主なものとしては、建築基準法の改正関係で面積が500平方メートル以下の区分の建築確認、それと完了検査手数料の改定がある。こちらは建築基準法の一部改正により、建築確認等の審査の省略制度が見直されたことによって、建築確認とか完了検査の時間が増加することを見込んだための改正である。

情報システム戦略課長

- 3 今までは、これらの疾患の医療費助成の申請の際に、保険証のコピーを添付することとなっていた。今後、紙の保険証がなくなることに伴い、マイナンバーの情報連携で保険情報を取得できるようにする必要がある。マイナンバーの情報連携を利用するには、法令又は条例にその事務を位置付ける必要がある。国が指定する疾患は、法令等に規定し、県が独自に指定している特定疾患は条例に規定する必要があるため、条例改正を行うものである。
- 4 これまで、医療費助成の申請の際に保険証のコピーを添付する必要があったが、条例を改正することで、今後はマイナンバーの情報連携を活用できるようになる。保険証のコピーを添付する必要がなくなるため、申請時の負担が軽減されと考えている。

野本委員

24号について、マイナンバーカードを利用することで、行かなくても済むというようなメリットはないのか。

情報システム戦略課長

マイナンバーの情報連携で、保険証のコピーを添付する必要はなくなるが、担当部署に確認をしたところ、医療費助成の申請の際には、保険証のコピーのほかにも診断書など紙の資料を提出する必要があるとのことで、現時点では、持参や郵送でこれらの書類を提出する必要があると伺っている。

木下委員

- 1 51号議案包括外部監査契約の締結に関して、上限額の設定だが、昨年度と同じ2,000万円となっている。様々な物価経費や人件費等が上昇してきているという今の状況で、この契約は人件費が主なものになると思うが、その上限額がずっと同じ2,000万円という設定は適切なのか、どう検討したのか。
- 2 65号議案一般会計予算第6号であるが、財政調整基金により多く戻したいという考えで539億円を積み増すということだと思う。一方で、公共施設の長寿命化等の推進への財源確保も、こちらも物価も上がっていることから大切だと思うが、この長寿命化への積み増しが10億円と、昨年同様で増額していない。この積立て方で十分なのか。

行政・デジタル改革課長

- 1 契約金額については、従来の会計士の標準報酬規定を参考に、報告書や旅費等の基本費用に加えて、補助者を含めて稼働日数を加味した執務費用を計上しているので、委員のお話のとおり、報酬のような性格を持っている。そうした観点で、昨今の人件費等の高騰も、上限額の検討には、実際ポイントとなった。一方、金額の積算方法も類似の周辺団体などを確認すると、今のところ同様な形で、報酬の部分の踏まえると、類似団体と同じような水準にあることは確認している。そうした意味では、適正であると認識はしているが、昨今の高騰の検討については、今後、十分よく見ながら、引き続きポイントとして検討してまいりたい。

財政課長

- 2 委員指摘のとおり、今回の2月補正で10億円の積み増しをお願いしており、今年度末のこの基金の残高が約242億円になる。この額であるが、長寿命化に要する費用については、当面は国庫補助金や交付税措置のある県債などを最大限活用しており、毎年度700から800億円程度費用が必要であると見込んでいるが、当面は、基金を使わずに国庫補助金や県債を使って対応していくので、当面、予算が足りなくなるといようなことはないと考えている。この基金については、県債を発行した場合の将来的な負担と、当該年度にキャッシュを使うことによるバランスを考えて活用を考えていきたいと思っており、現時点では各年度の財政状況を勘案して、可能な限りの額を、基金に積立てを進めているという状況である。

木下委員

51号であるが、物価が上昇するところの積算単価とかもあったが、他県や全体の状況含めて妥当ということは、結果としては上限額の設定だから、これまでの執行でも、その枠のかなり内側に入っているから、上がってはいるだろうけどこの額で執行できるという見込みと理解してよいか。

行政・デジタル改革課長

上限額の設定の範囲にはまるということでは考えており、昨今の状況を見て、候補者の方にも、この範囲内で監査ができるかどうかは、念のため確認をしているところである。ただ、昨今の状況を見ると、引き続きポイントとして、検討は十分してまいりたいと考えている。

武内委員

- 1 23号で、来年度28人から定数3人増で人事委員会の定数が増えるが、これまでなかなかこれだけの大幅な人員増は、余りなかったと思い、今回も採用制度の拡充ということをやっと動き出したかなという感があるが、具体的に、この3人が業務をするのか、具体的にお話を頂きたい。
- 2 包括外部監査だが、まずその契約を締結できる者ということで、そもそもその自治法では、弁護士、公認会計士、税理士、国の会計検査の経験者や、自治体の監査、財務事務の経験者、これが規定されているが、今までずっと見ると、公認会計士協会で継続的にやっている。公平性あるいは透明性の観点からも、これは妥当と考えているのか。
- 3 包括外部監査の制度というのが、自治法に規定された制度で、外部の監査人が内部監査を補完する役割もあるが、内部監査に比べてより広いあるいは、新しい視点、県民視点やそういう面から県の業務執行を見ていくという役割や、意見を出していくことが期待されていると思うが、テーマ選定も含めて、この制度が狙いどおり今まで効果なり出ているのか。

行政・デジタル改革課長

- 1 一般行政職の受験者が大分減少していると、委員の指摘もあったが、そうした中で、人材の確保が課題になっているという認識の下である。定数3名の増員については、具体的な業務ということで、新たに民間の基礎能力検査を活用した試験の新設、経験者採用試験の実施回数を増やす、そうしたことにより、職員採用試験の受験機会を拡大することを狙ったものである。また、職員採用のサイトのリニューアルや学生向けの職場見学の開催回数の増加で、県の仕事をより魅力的に伝える広報業務の強化を担うものである。
- 2 公認会計士としている理由であるが、一つが法の中で、監査の対象が財務に関する特定の事件とされているところがあり、財務監査を業務とする公認会計士が適任であると考えていることと、加えて財政的援助団体が出てくる中で、外部監査を行う際に、企業会計に通じているという部分があるので、そうしたことから公認会計士が適格であると考えている。他団体においても、そうした背景から公認会計士が主体となっている。一方で、税理士はどうかという話もあるが、これは公認会計士の方が十分にそろわない所で、例外的に認められている制度と国から聞いているところである。
- 3 包括外部監査制度は、都道府県による監査というのが、監査委員監査と外部監査で行われている中で、地方自治法によって重層的に実施するというのは、委員の指摘のとおりである。両制度はいずれが他に取って代わるべきものではないということで、相乗的効果を上げるということが期待されていることから、包括外部監査の実施に当たっては、相互に支障が来さないように配慮するとされているので、監査委員と連絡を取りながら実施している。これまで指摘や意見が県行政に生かされているかどうかという指摘については、事務の手續に瑕疵があるものについては、適切なものに是正することは当然であるが、現在の社会情勢等の変化を捉えた指摘や意見が業務に生かされているものと捉えている。例えば、令和5年度の監査テーマだと、「男女共同参画基本計画に係る財務事務の執行について」というものがあったが、その中では、例えば埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数について、令和7年度まで累計220社の登録を目標としていたところ、監査時点において、40社と達成困難な状況があった。そこに意見を頂いて、目標達成に向けた新たな施策の実施を検討すべきというものがあった。それを受けて、実際に、好事例を実施している登録企業について、情報発信を行うなど取組の見える化を

進めて、企業や市町村や大学関係者など、そうした方がそろそろセミナーで、好事例の紹介や意見交換を行うということで、目標の達成に向け新たな努力、取組を進めているところである。そうした中で、監査意見が生かされていると認識している。

武内委員

- 1 職員定数のだが、この3人は、先ほど具体的な説明があったが、これ制度だけでなく、仕事の魅力とかいろいろな手法、新しい観点でやっていく必要があると思うが、任用審査課にただ増えるだけではなくて、その専担組織的なものを中に表現していくのか。それと、実際に途中の辞退も非常に多いが、民間企業でつなぎとめというのか、採用するまで結構いろいろな努力をされているが、そういうことも含めてやっているのか。
- 2 包括外部監査であるが、ずっと公認会計士協会であるが、公認会計士協会としては、毎年2,000万円なりがもう予定されていて、競争性ではないが、少し公平性あるいは透明性という観点も必要かと思うが、仮に相手方として、条件を付して公募みたいな形は可能なのか。
- 3 効果の面だが、監査と余り変わっていないという感じもするが、もう少し、広い視点や大きな視点で見てもらえないのか。

行政・デジタル改革課長

- 1 委員のお話のとおり、任用審査課に職員を増やすような形になる。実態は、人事委員会各課はあるが、採用によっては非常に大きな業務であるので、協力しながら委員会全体でやっている。その後のフォローについてだが、こちらは採用のところが人事委員会ということで、内定以後については、総務部と協力しながら実施している。ただ、今回の人材確保という観点では、職員が、できる限り県を希望している人が、実際に働いている姿や悩みなどの課題を聞けるように、個人的な面談にも対応できるよう、なるべくつなぎとめできるように対応している。そうした業務が今回の中に入っている。
- 2 公認会計士の方、県内にたくさんいるが、そうした中から、これまでの実績や県関係の監査をしたことがあるか、県内の企業の関係で監査をしたことがあるかなど、そうした経験も見ているので、その中で適任を探すに当たっては、最も日本公認会計士協会埼玉会にお願いするのが一番だと思っている。ただ、昨今の状況を見ながら、他団体等でも、業者公募の関係をしているところがあるかもしれないので、よく調べて、検討してまいりたい。
- 3 広い視点で検討できるように監査委員会議等で話しながら対応してまいりたい。

細田委員

- 1 第23号の定数について、プラス94人という人員を増やすことについては、好意的に受け止めているということを前提とした上で、先日の知事の一般質問の答弁の中では、外務省のエピソードを話していて、戦争のときに増やしたけど、終わってもそのまま吸収されたところの中で、恒久的な児童虐待と、もう一つのちょっと単発的なところの部分の、その終了後の受皿がもう明確に決まっているのであれば、その論拠を伺いたい。
- 2 下水道局の121人ということだが、今回の事故もあったということで、この10年くらいの推移の経緯をお伺いした上で、もっと早期に必要な人員が増やすという議論が局内であったと推測するが、今現状121人で十分だという根拠、若しくはもっと必要だったという議論がなかったのか伺う。

行政・デジタル改革課長

- 1 ねんりんピックの関係だが、ねんりんピックは60歳以上の高齢者を中心とする総合的な祭典ということで、現在、高齢者福祉課に8名の職員がいるが、これに全体で15人プラスして23人体制になる。実際は、令和8年11月に大会があるので、その後の体制は、残務がやはりある。ただ残務があった場合に、これに限らずだが、残務の状況を見ながら、言葉は悪いが、人を剥がしていくというか、違う業務があるので、その喫緊の課題の方に、よく見ながら張ってまいりたい。もちろんこれまでもやっているが、特に時期を見ながら、改めてしっかり査定したい。
- 2 実際に今回10名、陥没事故等を踏まえて増員するが、何名にするかというのは、委員指摘のとおり、議論としてあった。この10名については、復旧工事とその後の再発防止対策等というところで、それぞれ本課と各事務所に職員を配置するが、実際の業務をフェーズに合わせて、本課と地域機関をうまくやり取りしながら業務を進めていく。その後も、当初は、緊急事態でフェーズが変わるということで、職員の応援や併任ということで、緊急に対応していったが、今回定数増ということで、その後についても復旧工事のフェーズを見ながら必要に応じて、進捗がしっかり図れるよう、県民の安心安全が図れるように定数の措置の方を検討してまいりたい。

白根委員

68号議案の、先ほど渡辺委員の答弁のあった市町村振興事業特別会計予算だが、その原因がふるさと創造資金の補助実績が少ないということで、8億数千万の減額ということだが、去年も一昨年も、10億、8億近くの不用額が同じ理由で出ている。先日も、塩野委員も一緒に行って要望を出したが、各地方自治体、市町村にふるさと創造資金、市町村でいわゆる町会自治会館と言われるものを建てるのに、市も半分、県も半分という事業があり、昨今物価の高騰等含めて資材とか価格が高騰している中で、何十年前に作った資金の枠組みだけで、到底上限額を上げてないと厳しいというのを要望出しているはずだが、県の方からは、いまいち、あまり良い回答が返ってこなかったが、その要因、つまりなかなか借りられない、町会会館についても、それは100万200万単位で作れるわけではなく、長期的なスパンで、それぞれの地域コミュニティの皆さんも考えてやっているの、そのような視点、時代の変化とともに内容も少し変えていかないといけないと思うが、どう考えているのか。

地域政策課長

自治会館の施設整備については、500万という上限でふるさと創造資金を補助している。こちらについては、先ほどの答弁でも話したが、毎年度、市町村からいろいろな意見を頂いている中で、1市からそういった要望があったが、やはり広く使っていただくという趣旨から、補助上限の上乗せという意見を頂いたところがほとんどなかったということである。しかしながら、先ほどあった川口市の要望があった関係で、その上乗せという部分ではなくて、ほかの市町村も使いやすいように、別の形で機能を何か拡充できないか検討を進めている。ふるさと創造資金の残額があるが、有効に使っていただくために、各市町村の意見を聞きながら、今後も検討してまいりたい。

塩野委員

一般会計の補正の関連で、県税の補正について伺う。資料5において、法人二税につい

ては大幅な増額補正となっており、令和5年度決算と比べても2桁の伸びとなっている。より詳細な説明を頂きたい。一方で、個人県民税は、そもそも当初予算案で大幅な減額の予定となっていたものが70億円くらい増えている。ただ、それでも5年度決算と比べると5%近いマイナスになっているが、法人二税と比べてやはり個人県民税、特に、均等割、所得割についてはマイナスのトレンドにならざるを得ないのかどうか、どういう認識なのか伺う。

財政課長

法人二税の関係だが、先ほど、企業業績の好調によるものと申し上げた。具体的には、円安を背景として主に自動車産業を中心に、輸送用の機械器具製造業が好調だったこと、それと卸売・小売業について、価格転嫁や訪日客によるインバウンド需要により、関連企業の業績が上振れたことが主な理由である。個人県民税の所得割だが、今年度は、定額減税があり、その影響が約200億円あるので、それを踏まえれば、令和5年度決算と比較してプラスになるものである。